

(案)

資料 1-1

堺市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第1項に規定する計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 計画の評価に関する事項
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (6) 国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認める事項

(組織)

第4条 協議会は、第8条の規定に基づく委員をもって構成し、会長及び副会長1名並びに監査委員1名を置く。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、第8条の規定に基づき委員となるべき者の中から、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(案)

(監査)

第6条 協議会に監査委員1名を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の会計事務を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会長及び副会長並びに監査委員の任期)

第7条 会長及び副会長並びに監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長及び副会長並びに監査委員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長及び副会長並びに監査委員の任期が満了した場合において次の会長及び副会長並びに監査委員が選任されていないときの任期は、当該任期が満了した日後最初に開催される協議会の会議（以下単に「会議」という。）において次の会長及び副会長並びに監査委員が選任されるまで延長するものとする。

(協議会の委員)

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 学識経験者
- (5) 住民又は地域公共交通の利用者
- (6) 堺市
- (7) 計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、堺市が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第4号及び第5号に規定する委員以外は任期を定めない。

(会議)

(案)

第10条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、最初に行われる会議は堺市長が招集する。

3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

4 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会長が、必要であると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他協議会の運営に関するもの

(3) その他、会長が軽易であると判断したもの

9 前各項に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第11条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議結果の尊重義務)

第12条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 分科会の名称、協議事項及び前項に規定する事項は、別表1のとおりとする。

4 分科会での協議事項及び議決事項は協議会に報告することとする。

5 分科会は、分科会の組織、議事、運営その他必要な事項は設置規約等で定めなければならない。

(案)

- 6 分科会で作成する文書のうち、協議会会長名で発することのできる文書は、別表2のとおりとする。

(事務局)

- 第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、堺市建築都市局交通部（堺市堺区南瓦町3番1号）に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第17条 協議会は第2条に規定する趣旨が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(残余財産)

- 第19条 協議会が解散した場合の残余財産は、堺市に帰属する。

(委任)

- 第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

(案)

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 1 3 条第 2 項、第 3 項関係)

名称	協議事項	第 1 3 条第 2 項に規定する事項
堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項及び交通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
堺市地域間幹線系統確保維持会議（以下「幹線会議」という。）	国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項及び幹線会議の運営方法	国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項

別表 2 (第 1 3 条第 6 項関係)

名称	協議会会長名で発することができる文書
幹線会議	地域間幹線系統確保維持改善事業に関する文書